

第 1 回懇談会 補足資料

平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日

目 次

1	外国人児童生徒日本語指導講師派遣事業について	1
2	宇都宮市の学校図書館の現状と読書活動について	2
3	「小1プロブレム」について	4
4	本市教職員の実態について	5
5	本県における高等学校卒業者の進路について	5
6	本県における高等学校中途退学者の状況について	6
7	市内幼稚園保育園の状況について	7
8	英語教育に特化した理由について	8

1 外国人児童生徒日本語指導講師派遣事業について

(1) 目的

日本語習得が不十分で、学校生活に支障がある外国人児童生徒に、基礎的な日本語を習得させ、学校生活への適応を図る。

(2) 対象

市立小・中学校に在籍するポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、フランス語等を母国語とする外国人児童生徒の中で、日本語指導を必要とする者。また、日本国籍の児童生徒でも、母国語による日本語指導が必要と認められる者

(3) 期間

原則として平成18年4月から平成19年2月まで（長期休業中は除く）

当該児童生徒の日本語の習得状況が十分と認められる場合には、学校、指導講師、保護者等が協議の上、指導回数を減らしたり、打ち切ったりすることがある。

(4) 指導講師 15人

（ポルトガル・スペイン語5人中国語4人韓国語1人タガログ語2人タイ語2人フランス語1人）

(5) 派遣校数及び児童生徒数

31校（小学校22校・中学校9校）

対象児童数 = 83人 対象生徒数 = 26人 計109人（H17：98人）

[内訳]

- ・ポルトガル語42人・スペイン語23人・中国語20人・韓国語2人
- ・タガログ語8人・タイ語13人・フランス語1人

(6) 派遣回数

1校一人あたり26回程度（期日については日本語指導講師と学校との調整により決定）

(7) 指導内容・方法

ア 本市教育委員会貸与の日本語指導教材等を用いて、基礎的な日常会話、及び学校生活に必要な日本語を指導し、学校生活への適応を図る。

イ 指導計画は各学校で作成し、指導形態は、原則として該当する児童生徒を一つの教室等に集めて行う。

ウ 訪問時間帯は、各学校の実情に応じて決定する。1回の指導は2時間程度とする。

(8) 成果

児童生徒の日本語習得により、学校生活への適応が図れるようになり、学習への取組や人間関係づくりに向上のあとが見られるようになった。

日本語指導講師の協力により、保護者と学校との連絡が密になったり、学校からの通知文の外国語版が作成されたりするようになった。

(9) 外国人児童生徒教育拠点校（小学校5校 中学校2校）

- ・泉が丘小学校・石井小学校・御幸小学校・清原中央小学校・清原東小学校
- ・清原中学校 ・鬼怒中学校

拠点校では、日本語教室を設置し、外国人児童生徒教育にあたっている。

2 宇都宮市の学校図書館の現状と読書活動について

(1) 本市の取組

児童生徒の読書離れや読解力の低下が全国的に懸念されている中で、本市においては、読書活動のより一層の推進を図るため、平成16年7月に「子ども読書活動推進計画」を策定した。この計画を着実に推進する方策の一つとして、専門的な知識を有した司書の役割を担う人材を学校に配置し、読書活動と学校図書館運営の充実を図り、児童生徒の読書力の向上を目指している。

(2) 本市が目指す学校図書館の姿

- ア 魅力的な読書環境
- イ 読書センターとしての機能の充実
- ウ 学習情報センターとしての機能の充実

(3) 学校図書館に関する人的配置の状況

- ア 職名 学校図書館司書業務嘱託員
- イ 人数 各小中学校に各1名(計80名)図書館専任嘱託員として配置
- ウ 職務内容
 - (ア) 貸出の世話、図書の登録等の学校図書館の整備・運営に関すること。
 - (イ) 読書に関する相談、読み聞かせ等の読書活動の推進に関すること。
 - (ウ) 授業に参加して図書資料を提供する等の学習への支援に関すること。

(4) 本市の学校における読書活動例について

- ア 朝の一斉読書などの全校的な読書活動の実施(全80校)
- イ 読み聞かせやブックトークなど、読書に親しむ活動の推進
- ウ 小学校におけるボランティアを活用した読み聞かせ活動の充実
- エ 児童会や生徒会による読書集会や読書週間の企画・運営など、子ども主体の読書活動の推進
- オ 学習に役立つ図書資料の提供や授業における司書の参加 など

(5) 取組に関する主な効果

- ア 図書館にいつも司書がいることにより、児童生徒が休み時間等に図書館を利用しやすくなり、入館者数・貸出し冊数が増加している。 P3〔資料1〕〔資料2〕参照
- イ 夏季休業中における学校図書館の開館日が増加している。 P3〔資料3〕参照
- ウ 図書の購入に際し、児童生徒の要望に沿った図書を司書が時間をかけて選定することができるようになるとともに、閲覧しやすく配架する等の学校図書館の環境づくりに工夫がみられる。
- エ 学校図書館における図書資料を活用した調べ学習において、司書がいることにより、学

習に役立つ図書の提供，計画的な学習資料の準備等ができるようになった。
 オ 今年度新たに始まった，市立図書館から配送される本の活用や，読み聞かせボランティアとの連絡や協力において，学校図書館司書が積極的に関わることができるようになり，読書活動が活発になった。

〔資料 1〕本市学校図書館における 1 日当たりの平均入館者数（全校）

	平成 17 年度	平成 18 年度 (4～6月)
小学校	2,757人	4,456人
中学校	713人	1,207人

〔資料 2〕本市学校図書館における児童生徒 1 人当たりの 1 か月の貸出冊数

	平成 17 年度	平成 18 年度 (4～6月)
小学校	2.2冊	3.3冊
中学校	0.3冊	0.6冊

〔資料 3〕1 校当たりの夏季休業中の平均開館日数

	平成 17 年度	平成 18 年度
小学校	4.9日	14.2日
中学校	4.5日	17.0日

3 「小1プロブレム」について

(1) 「小1プロブレム」について

定まった定義はないが、一般的には、基本的な生活習慣を身につけないまま入学する子供たちによって、私語が絶えない、席を立てて出回る等の状況が継続し、学級での集団生活や授業が成立しない状況をいう。

(2) 「小1プロブレム」の要因として考えられていること

- ・ 基本的な生活習慣等に関する保護者の意識の多様化
- ・ 家庭におけるしつけの不足
- ・ 幼稚園と保育所の足並みのずれ
- ・ 幼児教育から小学校教育への段差（日課，学習内容，集団生活 等）

(3) 本市の状況

- ・ 「小1プロブレム」には定まった定義がないため、調査は実施しておらず、学級数等は把握していない。

参考資料

- ・ 平成18年度，本市の小学校において，要配慮学級対応指導助手（1）を要望した学級数の，市全体の学級数に対する割合は，他の学年に比べて1年生が多い。

要配慮学級対応指導助手を要望した学年別学級数

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
市全体の学級数(学級)	130	136	130	132	127	136
要望した学級数(学級)	51	42	27	29	23	8
全体に対する割合(%)	39.2	30.9	20.8	22.0	18.1	5.9

・ 要望した理由(例)

教室から飛び出す，他児童へ危害を加える等の多動性・衝動性が強い児童が複数いる。
教室にはいられるが席に座ってられない，暴力行為が見られる等の問題行動のある児童が複数おり，学級全体としても落ち着いて学習できる状況にない。

1 要配慮学級対応指導助手について

- ・ 多動性や衝動性が強く集団不適応状況が見られる児童がおり，学級経営が困難な学級へ配置している指導助手。通常の学級に在籍するADHD，高機能性自閉症等，集団になじめない子への適応支援を行う。
- ・ 通常の学級については，多動性・衝動性の強い児童の数等により，配置基準を設けて配置している。

4 本市教職員の実態について

(1) 教員数(校長含む)

小学校 1,158名
中学校 686名
計 1,844名

(2) 教員の年間時数

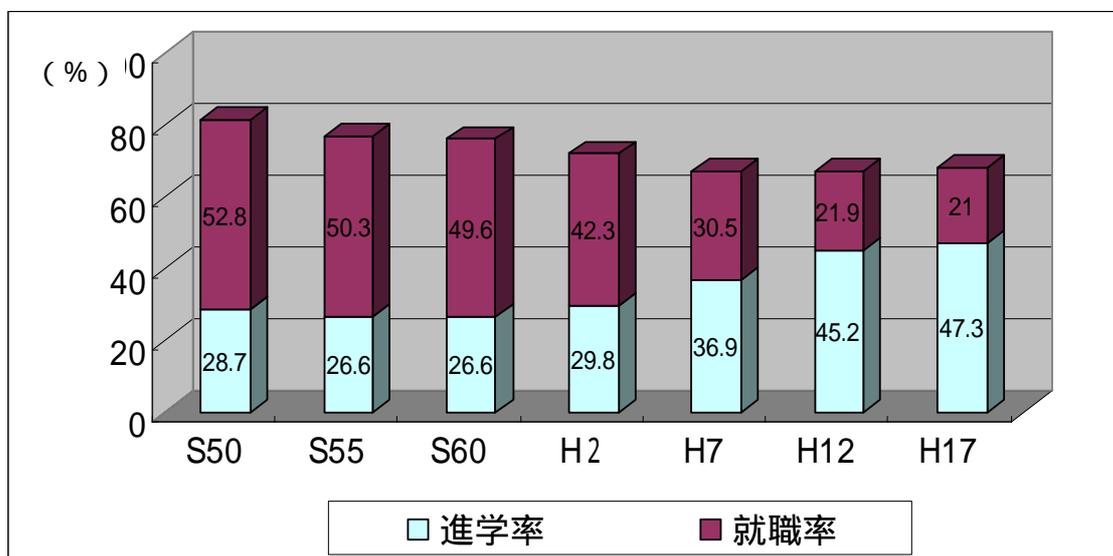
平成18年度の授業日数約200日 40週として

小学校 週24時間×40週 960時間
中学校 週22時間×40週 880時間

5 本県における高等学校卒業者の進路について

平成17年度学校基本調査によると、進学率、就職率の年度別推移については、下記のグラフのとおりである。なお、平成17年度の専修学校への進学率は、22.3%である。

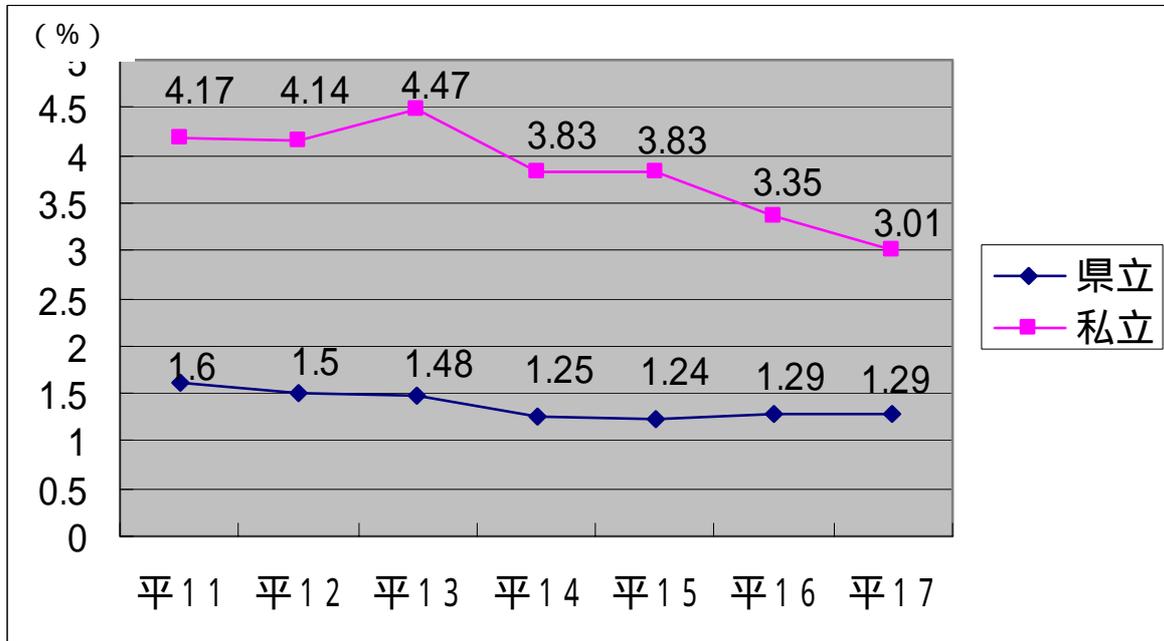
高校卒業後の進学就職率【平成17年度 学校基本調査】



6 本県における高等学校中途退学者の状況について

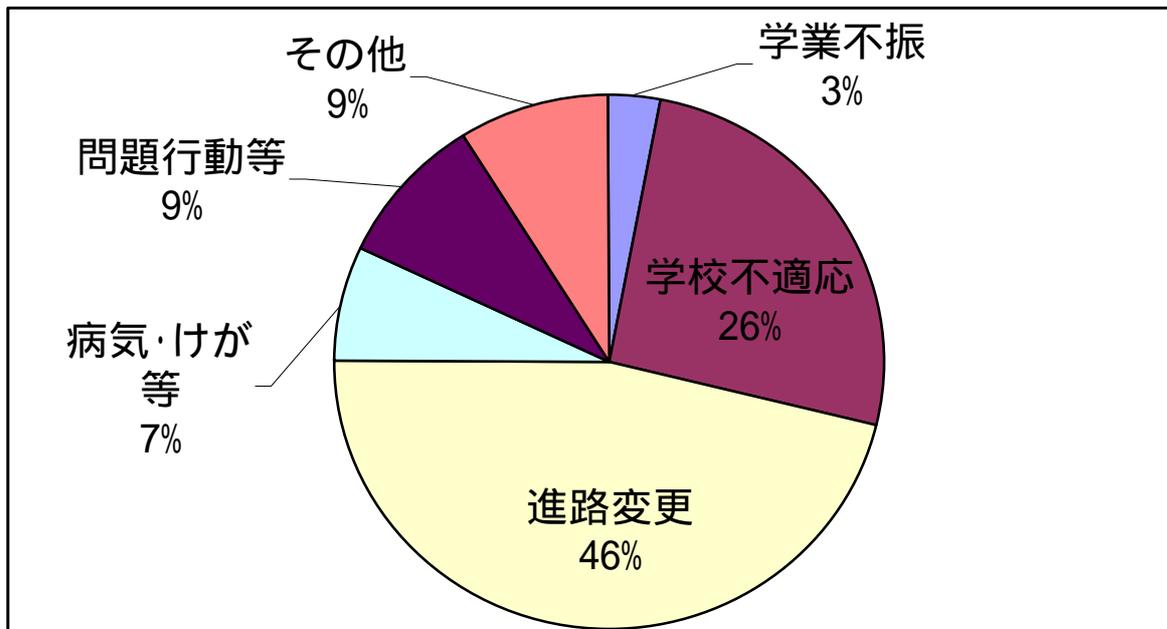
県立私立の高等学校中途退学者の状況は下記のグラフのとおりである。

県立私立高等学校中途退学者数の推移【県総務部・教育委員会調べ】



理由別中退者数は下記のグラフのとおりである。

県立私立高等学校理由別中退者数の割合【県総務部・教育委員会調べ】



7 市内幼稚園保育園の状況について

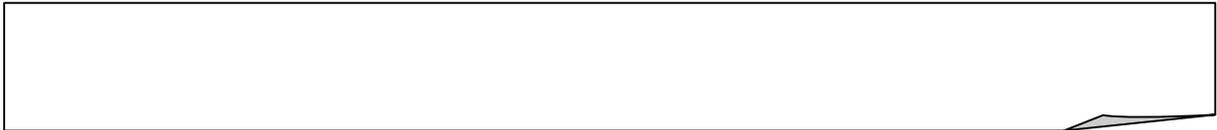
園種	園数(園)	園児数(人)
幼稚園	45	27604
保育園	65	6470

参考 幼保小連携事業

8 英語教育に特化した理由について

経済・社会等のグローバル化が進展する中、子ども達が21世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている「英語」のコミュニケーション能力を身に付けることが必要である。その一方、現状では、日本人の多くが、英語力が十分でないために、外国人との交流において制限を受けたり、適切な評価が得られないといった事態も生じている。また、今後の社会においては、情報を自在に入手・理解し、意思を明確に表明できる「世界へアクセスする能力」「世界と対話できる能力」が不可欠であり、基本はコンピュータやインターネットといった情報技術と、国際共通語としての英語を使いこなせることが必要である。

平成17年10月の中央教育審議会答申において、以下の内容が記載されている。



平成17年9月策定「宮っこ未来ビジョン」に以下の内容を記載した。

